

のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022 年 8 月 31 日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	公共交通に係る各種業務・調査
対象国及び類似地域	パラオ国／大洋州及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パラオは、国全体の人口規模は約 1 万 8,000 人（世界銀行、2020 年）であるが、観光客は新型コロナウイルス感染症拡大前には約 9 万 4,000 人（パラオ政府観光局、2019 年）が訪れ、観光が主要産業となっている。パラオの観光産業推進の基本は、2015 年、パラオ政府によって策定された「Palau's Responsible Tourism Policy（パラオの責任ある観光方針）」の中で、観光開発と気候変動等の環境への配慮とのバランスを保持することがパラオの経済成長にとって極めて重要と定められている。気候変動に対する配慮に関しては、パラオは United Nations Framework Convention on Climate Change（UNFCCC:気候変動に関する国際連合枠組条約）に基づく Nationally Determined Contribution（NDC:国が決定する貢献）の温室効果ガス排出量削減目標として、2025 年までに 2005 年の水準からエネルギー部門を対象に 22%削減することを目指している。運輸交通セ

クターについては、2016 年にパラオ政府によって策定された「Complete the Streets Initiative」の中で、自家用車の電気自動車やバイオディーゼル燃料等を使用した環境に優しい車両への転換、徒歩・自転車及び公共交通の推進の促進に取り組むこととしている。

パラオはこの持続可能な経済成長の実現のため、2019 年に、2030 年への道筋として SDGs に関する最初の自発的国家レビューを発表した。その中で、経済格差解消・環境改善及び気候変動に対するレジリエンスの強化が重点課題として位置づけられ、そのアプローチとして、歩道を含む道路交通インフラ、再生可能エネルギーを活用した公共交通や海上交通の整備が挙げられている。しかし、パラオには、公共交通機関は存在せず、観光客に対しても空港からの移動については各ホテルまたはツアー会社による送迎サービスのみ、タクシーも極めて限定的という状況にあり利便性は低い。また国民の移動手段としての自家用車は約 8 千台（JICA「パラオ国橋梁セクター情報収集・確認調査」、2019 年）が登録されており、朝夕のラッシュ時間を中心として、経済の中心地であるコロール州内では渋滞が慢性化している。加えて、駐車場の不足、廃棄自動車の処分コストの増加等、自家用車の多用を原因とした課題が顕在化している。

かかる状況の中、パラオでは 2022 年 5 月から試験的にバスの運行も行われているが、台数不足のために朝夕 1 本程度の運行となっており、利用者も限定的である。加えて、石油燃料を 100%輸入に頼っているパラオでは原油価格高騰が自家用車を利用する国民に直接影響しており、バスを利用する文化がない国ではありながらも、今後一層の公共交通への需要が見込まれる。

観光開発と気候変動等の環境への配慮を両立させた持続的な経済成長をパラオが成し遂げるためには、これらの課題へのアプローチとして国民及び観光客が利用できる、自家用車に代替する交通手段（以下、環境配慮型交通システム）が必要であり、短期的には試験導入が始まったバス事業の効率化、輸送能力の拡充が求められている。また、海に囲まれた海洋国家、観光立国であるパラオの特性の考慮も必要である。本邦でも地方の観光地で利用が進む小型モビリティやグリーンスローモビリティはパラオでも有望な施策となる。一方、交通インフラを構築することはコストと時間を要するので、既存の自家用車の利活用や公共交通の利用促進に向けた啓発も重要である。ライドシェアやバスロケーションシステム等をはじめとする、交通 DX の活用での国民の行動変容を促すことも検討対象となる。上記のような背景を踏まえ、パラオ政府は気候変動対策に資する SDGs に取り組む都市の一部となる環境配慮型交通システムに係るマスタープランの策定を日本政府に要請した。

【小型モビリティ】：自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、

地域の手軽な移動の足となる 1 人～2 人乗り程度の車両。

【グリーンスローモビリティ】：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

【ライドシェア】：一般ドライバーが自家用車で提供する旅客運送サービス。乗客とのマッチングはドライバー自らではなく、専用のアプリケーション等で行う。

【バスロケーションシステム】：無線通信や GPS 等を利用してバスの位置情報を収集することで、バスの定時運行や走行状況の公開に役立てるシステム。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 9 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、パラオ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ② 島嶼モビリティ、交通 DX について国内の事例に関する情報収集を行う。
- ③ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ パラオ側関係機関との協議に参加する。

(2) 現地業務期間（2022 年 9 月中旬～2022 年 10 月中旬）

- ① JICA パラオ事務所等との打合せに参加する。
- ② パラオ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 下記事項に関する情報と資料を収集し、現状を把握する。

ア) 関連各組織の情報を収集、分析する。

※現時点で、パラオには公共交通を所掌する組織は存在しないことに留意する。

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制、能力

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

- イ) マスタープラン策定から採択、実行までのパラオ側で必要なプロセスに関する情報を収集、分析する。
 - ウ) 交通分野に関する法令、規則について調査する。
 - エ) 島内の各地域間での移動需要を調査・分析する。その際には、男女別の移動需要等、ジェンダーに関する分析を必ず行うこと。
 - オ) 他援助機関の既存案件、その動向、連携可能性について調査する。
 - カ) 島嶼モビリティの構築、運営、保守等、現地再委託が必要な活動が想定される場合、請負可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - キ) 気候変動対策に関するベースラインとして、現状の自動車の利用状況を調査する。
- ④ 環境配慮型交通システムの実証に係るパイロットプロジェクトを提案する。
 - ⑤ マスタープラン策定に関する業務内容、工程等について検討・提案する。
 - ⑥ プロジェクトの活動及び投入について検討・提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) プロジェクトを実施するに当たって必要な日本側の投入につき、各人員が担うべき担当分野、業務内容、投入期間等を提案する。
 - イ) プロジェクトを実施するに当たって必要なパラオ側の投入につき、各人員が担うべき担当分野、業務内容、投入期間等を提案する。
 - ウ) プロジェクトを実施するに当たって必要な資機材の投入につき、想定される資機材とその機能、予算等を確認し、提案する。
 - ⑦ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
 - ⑧ 実施機関に対する PDM 案、PO 案、R/D 案、M/M 案への説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
 - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パラオ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022 年 10 月中旬～2022 年 10 月下旬)

- ① 担当分野に関し事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 担当分野に係るリスク管理チェックシート案の取りまとめに協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を提出する。

(4) 現地セミナーでのプレゼンテーションの実施

現地業務期間に、現地で JICA 調査団員または JICA パラオ事務所が主催する日本の公共交通政策や島嶼モビリティについて発表するセミナーの開催を予定している（2 時間程度）ことから、同セミナーに参加し、日本の公共交通政策や島嶼モビリティや交通 DX について発表すること。なお、セミナーの発表内容やプレゼン資料については、JICA と事前に十分に協議の上、決定すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2022 年 10 月 21 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅷ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- （１） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒グアム⇒パラオ⇒グアム⇒日本を標準とします。
- （２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- （１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 9 月 18 日～10 月 15 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわ

ち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。現時点では JICA 調査団員及び評価分析団員の現地業務は 9 月 18 日～10 月 7 日を予定しております。

現時点で入出国時には隔離期間が不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 島嶼モビリティ (本コンサルタント)
- エ) バス事業運営 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パラオ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、官団員到着前帰国後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「パラオ国 送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクト
ファイナルレポート」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000040725>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上